

栃木県労働基準協会連合会

令和7年3月1日

第76号

《行 (一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市簗瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階 TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.ip

行人 専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社

栃木労働局からのお知らせ①(監督課)

令和 6 年度 北関東 3 労働局合同年末建設一斉監督結果 版本労働局監督課

北関東の3労働局(茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局)では、令和6年12月2日から12月13日までの間、建設工事現場に対する一斉監督を実施しました。

建設業においては、年末・年始は繁忙期となり、安全衛生活動がおろそかになる恐れがありさらに現場内での作業が輻輳すること等から、労働災害が特に発生しやすい時期となります。このため、北関東3労働局では、年末の時期における建設工事の労働災害の防止のため、集中的に監督指導を実施したものです。

期間中、3 労働局では合計 401 現場に対して監督を実施、このうち 202 現場(50.4%)で、労働安全衛生関係法令違反が認められました。また、特に危険な作業が行われていた 35 現場(8.7%)に対し、設備等に関する使用停止命令等の行政処分を行いました。

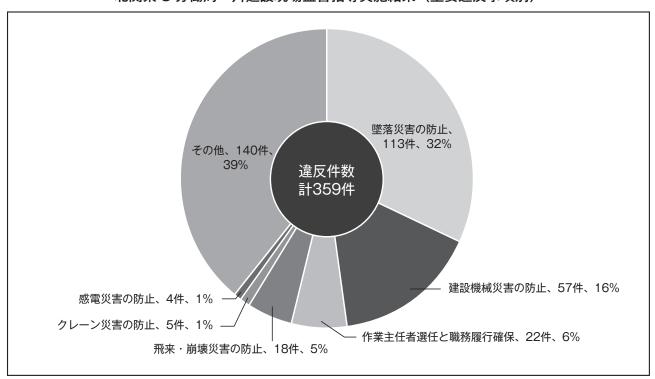
1 令和6年度北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果

			芬	5城局	枥	沐局	·局 群馬局		3 局合計	
監督実施工事現場数				160		93	148 40		101	
	う	うち違反工事現場数(違反率%)		46.9%	54	58.1%	73	49.3%	202	50.4%
		うち使用停止等命令書交付現場数(交付率%)	13	8.1%	11	11.8%	11	7.4%	35	8.7%

2 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が 113 件 (31.5%) と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反 57 件 (15.9%)、作業主任者選任と職務履行確保に関する違反 22 件 (6.1%)、飛来・崩壊災害の防止 18 件 (5.0%)、の順で多くなっています (グラフ参照)。

北関東 3 労働局一斉建設現場監督指導実施結果(主要違反事項別)



※主要違反事項を複数計上しているので、違反現場数と違反件数は一致しない。

【具体的違反事例】

事 例	違 反 事 例
墜落災害の防止	・高さ2メートル以上の建物4階部分の作業床の端で作業が行われていたが、手すりの設置等墜落防止措置が取られていなかった。(安衛則519条) ・屋上に上がる仮設通路に手すり等を設けていなかった。(安衛則552条)
建設機械災害の防止	 ・ドラグ・ショベルのバケットを地上に下ろさず、運転者が運転位置を離れていた。(安衛則 160条) ・クレーンモードに切り替えずに、ドラグ・ショベルで荷のつり上げ作業を行っていた。(安衛 則164条) ・ドラグ・ショベルで作業を行うにあたり、あらかじめ作業計画を定めずに作業を行っていた。(安衛則155条)
作業主任者選任と 職務履行確保	・金属アーク溶接等の作業において、特定化学物質作業主任者を選任していなかった。(特化則 27条) ・足場の組み立て等作業主任者の職氏名や職務を掲示していなかった。(安衛則18条)
飛来・崩壊災害の防止	・足場について、高さ10センチメートル以上の幅木やメッシュシート等の物体の落下を防止する措置を取っていなかった。(安衛則563条) ・足場について、最大積載荷重を表示していなかった。(安衛則562条)
クレーン災害の防止	・移動式クレーンによる資材運搬を行う際、立入禁止区域を設けず、作業員がクレーン周囲で作業を行っていた。(クレーン則74条)
感電災害の防止	・仮設の配線を通路面で車両等が通過するのに、防護覆などを設けず使用していたこと。(安衛 則338条)
そ の 他	・手持ち式グラインダーで金属の研磨を行う際、防じんマスクを着用していなかった(粉じん則27条)・金属アーク溶接等作業に従事させているのに、有効な呼吸用保護具を使用させていなかった。 (特化則第38条の21第5項)

※安衛則:労働安全衛生規則 クレーン則:クレーン等安全規則 粉じん則:粉じん障害防止規則

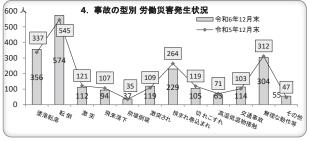
特化則:特定化学物質障害予防規則

栃木労働局からのお知らせ② (健康安全課) **労働災害発生状況 (令和6年)**

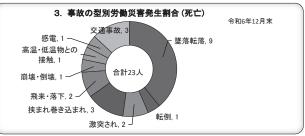
(令和6年速報値 令和7年1月末現在) ※ 新型コロナウイルス感染症を除く

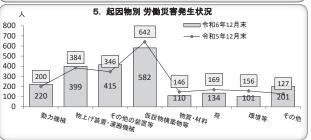
(1)110十起秋道 1)11/千/月水気は/ 水 初至コーノノイルへ心木正と称く										
主要業種別 労働災害発生状況 (休業4日以上の死傷病報告書による統計で、死亡者数は内数である。)										
	E /			令和	5年	令和(6年	166 Self WA	增減率 (%)	
	区 分			死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	増減数	增減平 (90)	
全	産		業	2,170	18	2,162	23	-8	-0.4	
製	造		業	581	5	576	3	-5	-0.9	
建	設		業	203	1	186	4	-17	-8.4	
道路 陸上		運 送取 扱	業業	260	6	273	5	+ 13	+ 5.0	
林			業	24	0	19	2	-5	-20.8	
第三	三次	産	業	1018	5	1.038	8	+ 20	+ 2.0	











栃木労働局からのお知らせ③(賃金室)

①最低工賃(衣服製造業)の改正について 令和7年4月21日発効

栃木県衣服製造業の最低工賃について、下記表における金額に改正発効されます。なお、栃木県衣服製造業の最低 工賃は、栃木県内で衣服製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者に適用されます。 詳細は、下記賃金室までお問合せください。

品目	工程	規格	金額	工程	規格	金額
男子背既広	ボタン付け	小ボタン(4つ穴) 根巻きなし	1個につき 12円	すそ裏まつり (すそ裏の一部分につい て行うものに限る)	針目が3cm間隔に5 針以上	1枚につき 55円
男子既製洋服 背広上衣	わき裏まつり (わきの一部分につい て行うものに限る)	針目が3cm間隔に5 針以上	1枚につき 48円	ベンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円
婦人·子供服 既製洋服	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3 針以上	10cmにつき 18円	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円

②家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働法第26条、同法施行規則第23条により、家内労働者(内職者)へ業務を委託した場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の委託状況について、4月30日までに労働基準監督署を経由して栃木労働局に「委託状況届」を提出することが定められております。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室(電話:028-634-9109)、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。





2025 (令和7) 年度 各種技能講習等実施計画表

(一社)栃木県労働基準協会連合会

	実 施 月 日	講習科目等	会 場	受付開始	締 切
	7 (月) ~ 8 (火)	有機溶剤作用主任者技能講習①	建設産業会館	2/4(火)	3/24(月)
	10 (木)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)①	宇都宮市文化会館	2/14(金)	3/27 (木)
4	15 (火) ~ 16 (水)	KYT トレーナー研修①(中災防主催)	建設産業会館	中 災 防	中 災 防
	17 (木)	保護具着用管理責任者教育①	宇都宮市文化会館	2/17 (月)	4/3(木)
	22 (火)	金属アーク溶接作業主任者限定技能講習①	建設産業会館	2/25 (火)	4/8 (火)
	12 (月) ~ 13 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習①	護国会館	3/12 (水)	4/28(月)
5	15 (木) ~ 16 (金)	安全管理者選任時研修①	宇都宮市文化会館	3/17 (月)	5/ 1 (木)
	21 (水) ~ 23 (金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習①	建設産業会館	3/24 (月)	5/7 (水)
	27 (火) ~ 28 (水)	有機溶剤作用主任者技能講習②	"	3/26 (水)	5/13 (火)
	2 (月) ~ 4 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習②	"	4/2(水)	5/19(月)
	9 (月) ~ 10 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習②	"	4/9(水)	5/26 (木)
	12 (木) ~ 13 (金)	安全衛生推進者等養成講習①(一般①)	宇都宮市文化会館	4/14 (月)	5/29 (木)
6	16 (月) ~ 17 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習③	建設産業会館	4/16 (水)	6/2(月)
ľ	23 (月)	マスクフィットテスト実施者養成研修①	"	4/23 (水)	6/9(月)
	26 (木)	化学物質管理者講習(化学物質の製造事業場以外)②	宇都宮市文化会館	4/25 (金)	6/12 (木)
	27 (金)	保護具着用管理責任者教育②	"	4/28 (月)	6/13 (金)
	30 (月) ~ 1 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習③	建設産業会館	4/30 (水)	6/16(月)
	7 (月)	金属アーク溶接作業主任者限定技能講習②	とちぎ福祉プラザ	5/7(水)	6/23(月)
	9 (水) ~ 11 (金)	第一種衛生管理者試験準備講習①	護国会館	5/9(金)	6/30(月)
	15 (火) ~ 16 (水)	乾燥設備作業主任者技能講習①	建設産業会館	5/14 (水)	7/1(火)
7	17 (木) ~ 18 (金)	プレス機械作業主任者技能講習①	"	5/16 (金)	7/3(木)
'	22 (火) ~ 23 (水)	有機溶剤作業主任者技能講習④	"	5/22 (木)	7/8(火)
	24 (木) ~ 25 (金)	安全衛生推進者等養成講習②(市町職員①)	栃木県自治会館	5/26 (月)	7/10 (木)
	28 (月) ~ 30 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習③	建設産業会館	5/28 (水)	7/14(月)
	31 (木)	衛生推進者養成講習①	"	5/30 (金)	7/17 (木)
	1 (金)	保護具着用管理責任者教育 ③	護国会館	6/3 (火)	7/18(金)
	4 (月) ~ 5 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	建設産業会館	6/5(木)	7/22(火)
	6 (水) ~ 7 (木)	安全衛生推進者等養成講習③(市町職員②)	栃木県自治会館	6/6(金)	7/23 (水)
8	18 (月) ~ 19 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	6/18 (水)	8/1(金)
	20 (水) ~ 22 (金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	"	6/20 (金)	8/6(水)
		第一種衛生管理者試験準備講習②	護国会館	6/25 (水)	8/8(金)
		第二種衛生管理者試験準備講習①	宇都宮市文化会館	6/30 (月)	8/18/(月)
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	7/ 1 (火)	8/18/(月)
		外国人技能実習制度管理者等養成研修①	"	全 基 連	全基連
	4 (木) ~ 5 (金)	安全衛生推進者等養成講習④(一般②)	未定	7/4(金)	8/21 (木)
9	16 (火)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)③	建設産業会館	7/16 (水)	9/2(火)
		酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	"	7/18 (金)	9/3(水)
	24 (水)	第一種衛生管理者・模擬試験①	"	5/9(金)	9/12 (金)
		衛生管理者能力向上教育①	"	7/25 (金)	9/11 (木)
	-	有機溶剤作業主任者技能講習⑥	"	7/29 (火)	9/16 (火)
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	"	8/ 1 (金)	9/18 (木)
		安全管理者選任時研修②	未 定	8/6(水)	9/22 (月)
10	8 (水)	保護具着用管理責任者教育④	護国会館	8/8(金)	9/24 (水)
	10 (金)	金属アーク溶接作業主任者限定技能講習③	未定	8/8(金)	9/26 (金)
		乾燥設備作業主任者技能講習②	建設産業会館	8/19 (火)	10/2(木)
	29 (水) ~ 31 (金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	"	8/29 (金)	10/15 (水)

	実 施 月 日	講習科目等	会 場	受付開始	締 切
	5 (水)	化学物質管理者講習(化学物質の製造事業場以外) ④	未 定	9/5(金)	10/23 (木)
111	6 (木) ~ 7 (金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑦	建設産業会館	9/8(月)	10/23 (木)
l''	11 (火) ~ 12 (水)	KYT トレーナー研修②(中災防主催)	"	中 災 防	中 災 防
	26 (水) ~ 28 (金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑦	"	9/26 (金)	11/12 (水)
	5 (金)	保護具着用管理責任者教育⑤	護国会館	10/6(月)	11/21(金)
12	8 (月) ~ 9 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習®	護国会館	10/8 (水)	11/25(火)
'-	15 (月) ~ 17 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑧	建設産業会館	10/15 (水)	12/1(月)
	22 (月) ~ 23 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	"	10/23 (木)	12/8 (月)
	8 (木) ~ 9 (金)	プレス機械作業主任者技能講習②	"	11/10(月)	12/24 (水)
	13 (火) ~ 14 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	"	11/13 (木)	12/26(金)
1	20 (火)	金属アーク溶接作業主任者限定技能講習④	未 定	11/20 (木)	1/6(火)
	22 (木) ~ 23 (金)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	11/21(金)	1/8(木)
	26 (月) ~ 27 (火)	鉛作業主任者技能講習①	"	11/25 (火)	1/12(月)
	2 (月) ~ 3 (火)	乾燥設備作業主任者技能講習③	"	12/2 (火)	1/19(月)
	5 (木) ~ 6 (金)	安全衛生推進者等養成講習⑤ (一般③)	未 定	12/5(金)	1/22 (木)
	16 (月) ~ 18 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	12/16(火)	2/2(月)
2	19 (木) ~ 20 (金)	安全管理者選任時研修③	未 定	12/19 (金)	2/5(木)
	24 (火) ~ 25 (水)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	12/24 (水)	2/10 (火)
	26 (木)	化学物質管理者講習(化学物質製造事業場以外)⑤	未 定	12/25 (木)	2/12 (木)
	27 (金)	保護具着用管理責任者教育⑥	未 定	12/26(金)	2/13(金)
	2 (月) ~ 3 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	1/5(月)	2/16(月)
3	11 (水) ~ 13 (金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑩	"	1/13 (火)	2/25 (水)
	23 (月) ~ 24 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	"	1/23(金)	3/9(月)

◆申し込み方法・申込書につきましては、当連合会のホームページに詳細・書式がございますので最新のもの をダウンロードしてご利用ください。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせください。

URL [http://www.tochikiren.or.jp]

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日9:00~17:00 土日祝は休業) 〒321-0933 栃木県宇都宮市簗瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

(連合会QRコード)

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

講習種類別	登録番号
プレス機械作業主任者技能講習	第 62 号
乾燥設備作業主任者技能講習	第 64 号
鉛作業主任者講習	第 65 号
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	第 66 号
有機溶剤作業主任者技能講習	第71号
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	第 85 号
安全衛生推進者・衛生推進者養成講習	第 189 号
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	第 229 号

受講者の皆様へのお知らせ(駐車台数の制限について)

令和6年4月より、上記講習会の内、栃木県建設産業会館での開催分につきまして、駐車場狭隘のため各講習毎の駐車台数が管理者より50台以下に制限されております。

このため、駐車許可につきましては、講習の受講申し込み受付順とさせていただきますのでご了承願います。

駐車許可が得られなかった受講者の方は、公共交通機関をご利用いただくか、駅周辺、市内のバス路線沿いのコインパーキング等の有料駐車場にお車を駐車の上、バス・タクシー等に乗り換えてお越し願います。

各種講習料一覧表 (一社) 栃木県労働基準協会連合会

令和7年4月1日 現在

			1		1	ı		
	講習料	(税抜)	税(10%)	小計	テキスト本体価格	税(10%)	小計	合計
酸素欠乏·硫化水素 危険作業主任者	実技免除無	¥18,000	¥1,800	¥19,800	¥2,100	¥210	¥2,310	¥22,110
보는 Ab =# 전전	実技免除有	¥16,000	¥1,600	¥17,600	¥2,100	¥210	¥2,310	¥19,910
有機溶剤作業主任者		¥12,000	¥1,200	¥13,200	¥1,800	¥180	¥1,980	¥15,180
技能講習					※令和7年度後半、テキ	スト改訂・価格の	女定予定	
特定化学物質及び 四アルキル鉛等		¥12,000	¥1,200	¥13,200	¥1,800	¥180	¥1,980	¥15,180
作業主任者技能講習					※令和7年度後半、テキ	スト改訂・価格で	文定予定	
プレス機械作業主任者 技能講習		¥13,000	¥1,300	¥14,300		¥140	¥1,540	¥15,840
乾燥設備作業主任者 技能講習		¥13,000	¥1,300	¥14,300	テキ スト ¥1,500	¥150	¥1,650	¥16,720
		V10 000	V1 000	\(\(\dagger\)	サブ ¥700	¥70	¥770)/4 F 070
鉛作業主任者 技能講習		¥12,000	¥1,200	¥13,200		¥170	¥1,870	¥15,070
					※令和7年度後半、テキン	スト改訂・価格で	文定予定	
金属アーク溶接等作業 主任者限定技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,700	¥170	¥1,870	¥13,970
安全衛生推進者等 養成講習		¥13,500	¥1,350	¥14,850	¥1,300	¥130	¥1,430	¥16,280
衛生推進者養成講習		¥9,000	¥900	¥9,900	¥1,000	¥100	¥1,100	¥11,000
安全管理者選任時		¥15,000	¥1,500	¥16,500	¥1,500	¥150	¥1,650	¥18,150
研修					※令和7年度前半、テキ	スト改訂・価格は	女定予定	
					¥6,600	¥660	¥7,260	
第一種衛生管理者		¥20,000	¥2,000	¥22,000	_{(内} 上 ¥2,100	¥210	¥2,310	¥29,260
試験準備講習					訳	¥210	¥2,310 ¥2,640	
					○ 問 ¥2,400 ¥4,700	¥240 ¥470	·	
第二種衛生管理者 第二種衛生管理者		¥14 000	V1 400	V4E 400	1 1/1 700	¥470 ¥170	¥5,1 70 ¥1,870	V00 570
試験準備講習		¥14,000	¥1,400	¥15,400	内 上 ¥1,700 下 ¥1,200	¥170	¥1,320	¥20,570
					じ 問 ¥1,800	¥180	¥1,980	
衛生管理者試験	準備講習 未受講	¥8,000	¥800	¥8,800				¥8,800
受験直前模擬試験講習 	準備講習 受講	¥7,000	¥700	¥7,700				¥7,700
安全管理者 能力向上教育		¥10,000	¥1,000	¥11,000	¥2,100	¥210	¥2,310	¥13,310
体生管理者 能力向上教育		¥12,000	¥1,200	¥13,200	¥2,500	¥250	¥2,750	¥15,950
							女定予定	
化学物質管理者講習 (1日:6時間)		¥13,000	¥1,300	¥14,300	¥1,800	¥180	¥1,980	¥16,280
化学物質管理者講習 (2日:12時間)		¥25,000	¥2,500	¥27,500	¥1,800	¥180	¥1,980	¥29,480
保護具着用管理責任者 教育		¥12,000	¥1,200	¥13,200	¥1,500	¥150	¥1,650	¥14,850
マスクフィットテスト実施者 養成研修		¥26,000	¥2,600	¥28,600	¥1,000	¥100	¥1,100	¥29,700

^{※1.}諸物価高騰の影響により、恐縮ながら令和7年度より一部講習料の改定を行わせて頂きましたので、申し込みの 際は金額にご注意ください。

^{※2.}年度途中のテキスト改訂により、テキスト価格が変更になる場合がありますので、お申し込みの際はその都度ご 確認お願い致します。

とちぎ労基連トピックス①

◆化学物質管理者選任時講習受講のご案内

令和6年4月から、リスクアセスメント対象化学物質を製造し、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者(安衛則第12条の5)を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等化学物質管理の内、技術的事項を管理させることが義務化されました。

当連合会では、このうち対象化学物質を取り扱う事業場に係る化学物質管理者の選任のための1日(6時間)の講習を実施しています。

対象となる事業場の皆様には、お早めに受講いただきますようご案内いたします。

なお、修了者には当連合会長の修了証が交付されます。

とちぎ労基連トピックス②

◆保護具着用管理責任者教育のご案内

労働安全衛生規則等の改正により令和6年4月から、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任が義務化されました。

同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者等の中から選任していただくほか、これら資格者等から選任できない場合には、通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を修了した者の中から選任しなければならないこととされました。

関係する事業者の皆様には、当連合会が実施する「保護具着用管理責任者教育」の受講手続きを早急にお取りいただきますようご案内いたします。

なお、修了者には、当連合会長の修了証が交付されます。

とちぎ労基連トピックス③

◆金属アーク溶接作業を行う全ての事業場に作業主任者の選任が義務付けられました

金属アーク溶接を行う全ての事業場、建設現場等では、業種、従業員規模、屋内・屋外、作業の長短に関係なく、 金属アーク溶接等作業主任限定技能講習 (もしくは特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習)の修了 者の中から、作業主任者を選任することが義務付けられています。

これらの資格者が未だに不在の事業場の皆様は、早急に当連合会が実施する上記いづれかの作業主任者技能講習を受講し、速やかに作業主任者を選任いただきますよう案内いたします。

とちぎ労基連トピックス4

◆安全衛生推進者(又は衛生推進者)の選任はお済ですか?

常時10人以上50人未満の労働者を使用する製造、建設、運輸、宿泊等の事業所では、「安全衛生推進者」、それ以外の商業(小売・スーパー等)、医療・福祉施設、飲食・外食チェーン、教育金融等のサービス業では安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、法定の安全衛生管理業務を担当させることが労働安全衛生法で事業主に義務付けられています。

未選任の事業場は、早急に栃木労働局登録教習機関である当連合会の安全衛生推進者養成講習を受講の上選任いただきますようご案内いたします。

なお、修了者には、当連合会長の修了証が交付されます。

中小企業無災害記録が達成されました!

今年度、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証(表彰状)と副賞(表彰盾)が中央労働災害防止協会から授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に活発な安全管理活動の取り組みをお願いいたします。

所在地	事業場名	種 別	期間	労働者数
さくら市	住ベテクノプラスチック株式会社 喜連川工場	第四種 (銀 賞)	平成 18年 6 月 12 日 ~令和 6 年 9 月 11 日	13名

中災防からのお知らせ



令和6年度栃木労働局からの要請事項等一覧(前回以降)

- ⑨令和 6 年 10 月 15 日付 栃木労働局労働基準部監督課長
 - (趣旨) 「過重労働解消キャンペーン」に関する周知広報依頼について
- ⑩令和6年10月31日付 栃木労働局雇用環境・均等室長
 - (趣旨)「改正育児・介護休業法及びフリーランス法説明会」の周知について
- ②令和6年11月7日付 栃木労働局長
 - (趣旨)「栃木県最低賃金の周知広報について(依頼)」
- ②令和6年11月14日付 栃木労働局労働基準部健康安全課長
 - (趣旨) 「送気マスクの適正な使用等について」の一部改正について
 - (顔面と面体との隙間防止、供給空気量不足防止に係る規則改正)
- ③令和6年11月19日付 栃木労働局長
 - (趣旨)「年末年始における年有給休暇所得促進の御協力について」
- 24令和6年11月27日付 栃木労働局長
 - (趣旨)「令和6年度年末年始無災害運動の実施について」
- 25令和6年11月27日付 栃木労働局長
 - (趣旨)「死亡労働災害防止に向けた緊急要請について」
 - (9~11月の3か月間で9名の死亡労災発生、緊急対策取組要請発令)
- 26令和6年12月3日付 栃木労働局長
 - (趣旨)「令和6年度登録教習機関連絡会議の開催について」
- ②令和6年12月10日付 栃木労働局長
 - (趣旨)「令和6年度化学物質管理強調月間の実施について」周知依頼
- 28令和6年12月10日付 栃木労働局長
 - (趣旨)「栃木県特定最低賃金の周知広報について」
- ②令和6年12月19日付 栃木労働局長
 - (趣旨)「変異原性が認められた化学物質の取り扱いについて」

(労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規に公表された674の化学物質の内、17物質について強度の変異原性が認められた旨の周知)

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

① 3月11日(火) 化学物質管理者講習

宇都宮市文化会館

宇都宮市文化会館

② 3月21日(金) 第 4 回理事会、第 3 回総務部会

アンタレス・スポーツクラブ ③ 3 月18日(火) 令和 6 年度第 4 回理事会

①3月9日(日) クレーン特別教育

② 3月10日(月)

③ 4月21日(月) 新入者安全衛生教育

栃木県護国会館

地場産業振興センター ④ 4月16日(水) 新入社員雇入れ時講

オグラ金属(株)

④ 4月25日(金) 令和7年度第1回理事会、第1回総務部会

地場産業振興センター

宇都宮市文化会館

⑤ 4月25日(金) 令和7年度第1回理事会 地場産業振興センター

⑤ 5月16日(金) 令和7年度通常総会 青年会館コンセーレ ⑥ 5月12日(月)、13日(火) 職長教育

⑥ 5月22日(木) 保護具着用管理責任者教育

地場産業振興センター ⑦ 5月15日(木) 通常総会及び会員懇親会

栃木県護国会館

ニューミヤコホテル

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

健康づくり実践教室

⑦ 5月27(火)、28日(水) 職長等教育 栃木県護国会館

⑧ 5月27日(火) 28日(水) 安全管理者選任時研修 地場産業振興センター

⑨ 5月30日(金) 健康づくり講演会

地場産業振興センター

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

① 3月中

栃木労働基準監督署管内労働災害防止団体等連絡会議(予定)

② 4月17日(木) 令和7年度第1回理事会

小山グランドホテル

- ③ 4月22日(火) 雇入れ時教育 栃木商工会議所
- ④ 5月16日(金) 令和7年度通常総会 サンプラザ
- ⑤ 5月27日(火) 化学物質管理者講習(6時間講習) 栃木商工会議所

(**一社**) **鹿沼労働基準協会** (0289-62-8633)

- ①3月5日(水) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- ② 3月21日(金) 理事会 鹿沼市職業訓練センター
- ③ 4月11日(金) 雇入れ時等教育

ボイラ・クレーン安全協会 栃木事務所

④ 4月23日(水) 総務部会

未定

⑤ 4月28日(月) 理事会 ⑥ 5月16日(金) 通常総会

未定 日晃そば

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

①3月4日(火)

玉掛け業務従事者及びクレーン運転士安全衛生教育 大沢公民館

② 3月17日(月) 保護具着用管理責任者教育

大沢公民館

③ 3月19日(水) 専門部合同会議

大沢公民館

- ④ 4月4日(金) 協会会計監査 協会事務所
- ⑤ 4月11日(金) 正副会長・専門部長会議 みとや寿司

⑥ 4月15日(火)

日光地区THP推進協議会理事会·定期総会

市民活動支援センター

- ⑦ 4月18日(金) 刈払い機取扱作業者安全衛生教育 商工会議所日光事務所
- ⑧ 4月23日(水)、24日(木) 安全管理者選任時研修 日光公民館(予定)
- 協会理事会·通常総会 東照宮晃陽苑 ⑨ 5月14日(水)
- ⑩ 5月16日(金) 職長能力向上教育 日光公民館(予定)
- ① 5月23日(金) プレス災防第1回役員会

市民活動支援センター(予定) ⑫ 5月29日(木) 食災防第1回役員会

市民活動支援センター(予定)

-社) 佐野労働基準協会(0283-24-6470)

① 3月6日(木) 正副会長会議 仙水閣

② 3 月12日(水) 第 4 回理事会

仙水閣

③ 3月(予定)

栃木労基署管内労働災害防止団体等連絡会議(未定)

④ 4月22日(火) 監査会·第1回理事会

ホテルサンルート佐野

⑤ 4月24日(木) 雇入れ時安全衛生教育

佐野市勤労者会館

⑥ 5月22日(木) 令和7年度通常総会

ホテルサンルート佐野

⑦ 5月29日(木) 産業安全部会(予定)佐野市勤労者会館

(**一社**) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 3月12日(水) 第4回理事会 TOKOTOKOおおたわら
- 県北体育館 ② 4 月予定 雇入れ時等教育①
- ③ 4月予定 会計監査

場所未定

- ④ 5 月予定 第1回理事会 ⑤ 5 月予定 産業安全部会 TOKOTOKOおおたわら
- ⑥ 5 月予定 雇入れ時等教育② 県北体育館
- ⑦ 5 月予定 勝田屋記念会館 総務部会
- ⑧ 5月23日(金) 総会及び第2回理事会

勝田屋記念会館

協会

9 5 月予定 化学物質管理者講習① 県北体育館

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

① 3月18日(火) 令和6年度第3回理事会

真岡市青年女性会館

② 4月10日(木) 事業及び会計監査 ③ 4月15日(火) 令和7年度第1回理事会

真岡市青年女性会館

協会会務所

④ 4月17日(木) 雇入れ時等の安全衛生教育

真岡市公民館

⑤ 4月22日(火) 専門部会合同会議 真岡市公民館

⑥ 5月16日(金) 真岡地区THP推進協議会理事会、定期総会 フォーシーズン静風

⑦ 5月16日(金) 基準協会定時総会、第2回理事会 フォーシーズン静風

災害ゼロの明るい職場づくりを目指して 中小企業無災害記録証授与制度活用のご案内

中小企業無災害記録証授与制度は、申請により無災害記録日数(業務上死亡又は休業災害(休 業 1 日以上の災害) の発生していない状態が続いた期間) が、事業場の業種と労働者数によって 定められた条件を満たしていると認定された事業場に対し、中災防から中小企業無災害記録証と 副賞(表彰楯)が授与される制度です。

従業員の士気の向上等に、是非ご利用ください

◆ 表彰の対象となる事業場は

次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- ・中小企業(資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以 下の企業)に属する事業場
- ・労働者が10人以上100人未満の事業場

◆ 無災害記録とは

業務上死亡又は休業災害の発生していない状態が続いたある一定の日数の場合に無災害記録 の対象となります。

なお、本制度における休業災害とは、休業1日以上の災害をいい、身体障害の対象となる不休 災害を含みます。

また本制度においては、通勤災害は基本的には業務上における災害となりません。 (ただ し、企業・事業場の用意した交通手段(バスで移動する等)の事故に伴う災害は労働災害と し、無災害記録は継続されません。)

無災害記録日数とは

無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5 種までの5段階あり、記録日数は中災防HPの別表のとおりです。

無災害記録の起算は、

事業場設置日又は業務上死亡若しくは休業災害等が発生した日の翌日から起算します。(た だし、労働しない日は除く。)

なお、何らかの操業が行われた日(休日・半日稼動等)も1日として数えます。

労働者数はどう算出するか

労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、事業場に属しているすべての労働者について 行います。 無災害期間中に労働者数の増減があった場合は、 期間中の毎月末現在の労働者数の 平均(小数点以下切捨て)をもってその事業場の労働者数とします。

◆ 記録の申請の仕方は

中災防HPから申請書(様式-1及び2)をダウンロードして作成の上、各都道府県労働基準協 会(連合会)を経て(各地区労働基準協会加入会員は同協会経由で連合会へ)申請します。 現在達成している最上位の種別の記録証について申請するものとします。

過去にさかのぼって複数の種別の申請をすることはできません(例:3種の申請の際に1種や 2種も申請するなど)。



米

金賞

努力賞 進歩賞